

運送事業者

冬用タイヤの点検義務付け

トラック・バス運送事業の 整備管理者と運行管理者に

国土交通省 2021年1月26日に公布・施行

2021/1/28(木) 10:02

国土交通省は1月26日、トラック・バス運送事業者に冬用タイヤの安全性を確認することをルール化したと発表した。

昨年末以降の大雪で、関越道や北陸道で多くの大型車両が路上に滞留することで大規模の立ち往生が発生したことを踏まえ、国土交通省はバス・トラック運送事業者に雪道で適正な冬用タイヤを使用していることを確認することを義務付ける。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用と、旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用を一部改正した。

トラック運送事業者、乗合バス事業者、貸切バス事業者の整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤメーカーが推奨する使用限度よりもすり減っていないことを確認することを義務付ける。

また、運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に冬用タイヤの安全性を確認したことの確認を義務付ける。

国内メーカーの冬用タイヤでは、使用限度の目安として溝の深さが新品時の50%まですり減った際、プラットホームが溝部分の表面に現れる。

1月26日に公布・施行した。